

## 議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 3 月 17 日
開 会 時 刻	午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻	午前 9 時 22 分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司    ○井村貴志    宮崎 誠    楠木宏彦
	野崎隆太    吉井詩子    岡田善行    藤原清史
	西山則夫
	品川幸久    議長
	福井輝夫    副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠    楠木宏彦
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 本日の議事日程について
	2 報告議案の取扱いについて
	3 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

## 会議の概要

鈴木委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、楠木委員の両委員を指名決定した。

始めに「3月市議会定例会の議事日程の変更について」を議題とし、中村議会事務局長から、別紙のとおり追加議案が送付されたこと等による議事日程の変更についての説明があり、発言もなく、事務局説明のとおり決定した。

次に、「報告議案の取扱いについて」を議題とし、委員長から2月27日の議会運営委員会において提案した内容の説明後、意見を求めたところ、発言もなく、報告議案は上程、当局説明及び質疑までに止め、討論及び採決は行わないこと、また、実施時期は令和5年6月定例会からとすることと決定した。

次に、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、発言もなく、事務局提案のとおり決定し、また字句等を訂正する必要がある際は、正副委員長に一任することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和5年3月17日

委員長

委員

委員

## 議会運営委員会 事務局説明文（令和5年3月17日）

### 【3月市議会定例会の議事日程の変更について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

本日の議事日程につきましては、さきの議会運営委員会で御決定いただいておりますが、当局から、「議案第41号」から「議案第46号」までの6件の議案の追加送付がありましたこと、また、教育民生委員会から「常任委員会の閉会中の継続審査・調査の申出」がありましたことから、議事日程の変更案を作成いたしましたので御説明を申し上げます。

それでは、お手元の日程案を御高覧ください。

このあと午前10時に本会議の継続会議を開き、「議案第1号外8件一括」を上程し、予算特別委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑の後、楠木議員から議案第1号について反対討論の通告がありますので、討論を行った後、「議案第1号」と「他の8件一括」とに分けて、それぞれ御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「議案第10号外9件一括」を上程し、関係常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第21号外14件一括」を上程し、所管常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第36号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第37号外1件一括」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、追加送付されました、「議案第41号」及び「42号」の2件を一括上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査を付託いたします。

次に、同じく追加送付されました、「議案第43号」を上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査を付託いたします。

次に、同じく追加送付されました、「議案第44号」から「46号」の3件を一括上程し、当局説明、質疑の後、所管常任委員会に審査を付託いたします。

ここで本会議を休憩し、産業建設委員会、教育民生委員会及び総務政策委員会を、ただいま申し上げました順序でお開き願い、付託案件の審査をお願いいたします。

委員会審査終了の報告を待って、本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、委員長に御相談申し上げて決定したいと思いますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

また、「議案第41号」から「第46号」について、討論をされます方は、本会議が再開されるまでに討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして、関係常任委員会等に審査付託となっておりました「議案第41号、外1件一括」、「議案第43号」及び「議案第44号外2件一括」を日程に追加し、日程順序を変更して、順次議題とし、関係常任委員会等から、それぞれ審査

結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、それぞれ御決定いただきます。

次に、「報告第1号」から「3号」の3件を順次上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略し、それぞれ御決定いただきます。

次に、教育民生委員会から閉会中の継続審査・調査の申出がなされておりますので、「発議第2号 常任委員会の閉会中の継続審査・調査について」を上程し、御決定いただきます。

以上で本定例会・提出の全議案を議了し閉会となりますが、その前に、市長から発言の申出がありますので許可いたし、発言が終わりましたら閉会といたします。

なお、議会閉会后、「議会のあり方調査特別委員会」、「広報広聴検討分科会」をお開きいただくことといたしております。

本日の日程は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

### 【伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について】

それでは、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」につきまして説明いたします。

資料1、及び資料2をお願いします。

10日に資料1の「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）」をお配りしていますが、分かりにくい部分、また、全国市議会議長会から修正の案内がありましたので、資料2に訂正前、訂正後を示した資料をお示ししますので、訂正をお願いしたいと思います。

お配りしている資料1から訂正をお願いする点について、説明いたします。

資料2をお願いします。

第10条、第13条～15条、第20条～28条の見出しですが、それぞれ「保有個人情報・開示決定通知書」「保有個人情報・開示決定等期限延長通知書」などすべてにおいて「保有個人情報・何々」というふうに、それぞれ書式の名称に合わせた見出しとしていたのですが、同じような言葉が続いており、ぱっと見分かりにくいということもありまして、それぞれ見出し部分の「保有個人情報」という文言の削除をお願いいたします。

資料1でいうと、7ページの第10条、9ページの第13条、10ページの第14条・15条、12ページ・13ページの第20条～27条のそれぞれの見出しにおいて、「保有個人情報」の文言の削除をお願いします。

次に、資料1の9ページ、第12条の見出しですが、「開示決定等の通知」としてありますが、第12条は開示決定のことにのみを記載していますので、「等」を除き、「開示決定の通知」に訂正をお願いします。

次に、その下の、第13条の見出しですが、先ほど説明しましたように「保有個人情報」を削除していただくことと、第13条には、開示決定通知書のほかに、不開示決定通知書のこととも記載しておりますので、見出しを「開示決定通知書等」と「等」の追記をお願いします。

次に、資料1、12ページ、第23条ですけれども、訂正決定等期限特例延長通知書は、条

例の第37条第1項に記載されておりますので、「第37条」の後ろに「第1項」を追記をお願いします。

第23条のところで、「条例第37条」の後ろに「第1項」を追記をお願いします。

次に、資料1、13ページ、第28条ですけれども、利用停止決定等期限特例延長通知書は、条例の第44条第1項に記載されておりますので、「第44条」の後ろに「第1項」を追記をお願いします。

第28条のところで、「条例第44条」の後ろに「第1項」を追記をお願いします。

次に、資料1の13ページ、「附則」の第2項の3行目の最後に、「令和 年第 号」となっていますが、規程の場合、「令和 年議会訓令第 号」となりますので、「年」と「第」の間に「議会訓令」の追記をお願いいたします。

次に、資料1の14ページと、資料2の4ページ、様式第1号をお願いします。

票の中段に「開示請求等を受理する組織の名称及び所在地」に「名称」と「住所」を記載していましたが、書式を定めるものですので、「伊勢市議会事務局」と「住所」の記載を削除してください。

次に、資料1の18ページと、資料2の5ページ、様式第4号をお願いします。

これについては、様式第5号、11号、14号、15号、20号、21号に共通することですが、書式の後半に、行政が下した処分に不服があるときの手続のことを示したものがありますが、「伊勢市議会議長を被告として」としていたのですが、「伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表とする者は伊勢市議会議長になります、）」と訂正をお願いします。

様式第5号、11号、14号、15号、20号、21号も同様に訂正をお願いします。

次に、資料1の22ページと、資料2の8ページ、様式第7号をお願いします。

通知文の2行目の後半に「第27条の規定により」とありますが、「第27条第1項の規定により」と、「第27条」の後ろに「第1項」の追加をお願いします。

また、表の2段目についても、同様に「第27条」の後ろに「第1項」の追加をお願いします。

次に、資料1の27ページと、資料2の10ページ、様式第12号をお願いします。

開示実施方法等申出書ですが、開示請求をされた方から、開示の実施方法の申し出をしてもらう書式であるにも関わらず、書式の下段に、「本件連絡先」と市議会からの通知のようになっていましたので、本件連絡先を削除をお願いします。

次に、資料1の28ページと、資料2の11ページ、様式第13号をお願いします。

「保有個人情報訂正請求書」ですが、真ん中の表のところですが、「開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等」の後ろに「: (コロン)」を追記をお願いします。

次に、資料1の33ページと、資料2の15ページ、様式第17号をお願いします。

「保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書」ですが、通知文の2行目の後半に「第37条の規定により」とありますが、「第37条第1項の規定により」と、「第37条」の後ろに「第1項」の追加をお願いします。

また、表の2段目についても、同様に「条例第37条」の後ろに「第1項」の追加をお願いします。

次に、資料1の34ページと、資料2の16ページ、様式第18号をお願いします。

「保有個人情報提供先への訂正決定通知書」ですが、真ん中の表の2段目、「訂正請

求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報」のなかの「保有個人情報の」の「の」を「を」に訂正をお願いします。

次に、資料1の35ページと、資料2の17ページ、様式第19号をお願いします。

「保有個人情報利用停止請求書」ですが、真ん中の表の2段目、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」のあとに「の名称等：」の追記を、3段目の左側、「利用停止請求の趣旨及び理由」の前に、「条例第39条第1項第1号又は第2号の」を追加をお願いします。

次に、資料1の40ページと、資料2の21ページ、様式第23号をお願いします。

「保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書」ですが、通知文の2行目の後半に「第44条の規定により」とありますが、「第44条第1項の規定により」と、「第44条」の後ろに「第1項」の追加をお願いします。

また、表の2段目についても、同様に「条例第44条」の後ろに「第1項」の追加をお願いします。

訂正箇所については、以上です。

それでは、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」につきまして、説明いたします。

これは、先に決定いただきました「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例」の規定を施行するために必要とする事項、及び、条例の委任に基づく事項、各種申請書の書式などを定めておりました。条例と同様に、全国市議会議長会から示されました「規程・例」を基本として、作成しております。

条例において、全国市議会議長会の案に個人情報取扱事務登録簿の規定を追加したり、手数料のところで減免のことを定めておりましたので、規程においても、第9条と第19条にそれぞれ追加して定めております。

説明は以上でございます。